

平成三十一年法律第十四号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 一時金の支給（第三条・第十五条）

第三章 旧優生保護法一時金認定審査会（第十

六条第一項）

第四章 調査等及び周知（第二十一条・第二十

二条）

第五章 雜則（第二十三条・第三十条）

附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対し、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。今後、これらの方々の名譽と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

第一章 総則

（趣旨）

この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとする。

第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に施行されていた優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）をい

う。この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、次に掲げる者であ

つて、この法律の施行の日（第五条第三項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。

昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百十

六号）による改正前の優生保護法第三条第一

項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十一号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第百五号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

五 前各号に掲げる者のか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者（次に掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者を除く。）

六 前項の規定による一時金を受けるべき同順位は、同項に規定する順序による。

七 第一項の規定による一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対し

口 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療ハ 本人が子を有することを希望しないこと。

二 ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたことを希望すること。

（二時金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

四 第四条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第五条 内閣総理大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する。

（二時金の額）

第六条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第七条 内閣総理大臣は、一時金の支給を受けた者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。前項の一時金の支給の請求（以下単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

（支払未済の一時金）

第八条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第九条 内閣総理大臣は、一時金の支給を受けた者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。前項の一時金の支給の請求（以下単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

（支払未済の一時金）

第十条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第十二条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第十三条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第十四条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第十五条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第十六条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第十七条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第十八条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第十九条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第二十条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第二十一条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（二時金に係る認定等）

第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してされる場合にあつては、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した請求書（以下この条及び次条において単に「請求書」といふ。）を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所と。二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた医療機関の名称及び所在地（これらの事項が明らかでないときは、そのときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）

三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）

四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯（これらの事項が明らかでないときは、その他の内閣府令で定める事項）

五 その他内閣府令で定める事項（これはその旨とする。）

六 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

八 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

九 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十一 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十五 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十六 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十七 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十八 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

十九 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十一 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十五 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十六 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十七 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十八 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

二十九 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十一 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十五 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十六 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十七 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十八 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

三十九 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十一 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十五 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十六 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十七 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十八 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

四十九 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十一 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十五 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十六 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十七 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十八 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

五十九 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十一 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十五 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十六 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十七 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十八 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

六十九 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十一 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十五 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十六 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十七 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十八 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

七十九 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

八十 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）

八十一 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたときの年月日（これが明らかでないときはその旨とする。）



この法律に基づく命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

附則抄  
(施行期日)  
第一条 この法律

(命令の効力に関する経過措置)

## 二 附則第十一條の規定 こども家庭庁設置法 の施行に伴う関係法律の整備と之に関する法律案

の如きに必要な費用を交付する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過する日から施行する。

二 附則（令和四年法律第七十六号）  
この法律は、公布の日から施行する。

金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又はその遺族若しくは相続人の戸籍に關し、無料で證明を行うことができる。

(請求の期限の検討)  
して二月を経過した日から施行する。

条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二十六条** 第五条第一項並びに第八条第一項か  
（事務の区分）

附見  
令和四年六月二二日法律第十六號抄

**第八条** この法律の施行の際現に第四十条の規定による改正前の旧優生保護法に基づく優生手続

ら第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（独立行政法人福祉医療機構への事務の委託）

**第二十七条** 内閣総理大臣は、一時金（第二十三

**第一条** この法律は、二ども家庭序設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。  
**（処分等に関する経過措置）**

等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第十六条第一項の規定により置かれていた旧優生保護法一時金認定審査会（次項において「旧審査会」という。）は、第四十条の規定により改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（次項において「改正後旧優生保護法一時金支

**第二十八条** 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、一時金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「一時金支払等業務」という。）に要する費用（一時金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、旧優生保護法一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

これらの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

る者は、この法律の施行の日に、改正後旧優生保護法一時金支給法第十七条第二項の規定により、新審査会の委員として任命されたものとみなさない。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後旧優生保護法一時金支給法第十九条第一項の規定にかかるまで、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

定により相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

## **第九条**

**第二十九条** 政府は、予算の範囲内において、第

この法律の施行前に日本国が規定する法律の施行前に、その他の手続をこの機関に申請、届出する。

政令で定める。

二十七条の規定により業務の委託を受けた機構に對する賃金支払等業務に要する費用に充て

しなければならない事項で、この法律の施行の日前二年前の國の幾週に付してその三月焼拂され

号) 附 則  
少 (令和四年六月二二日法律第七七

**第三十条** この法律に定めるもののほか、一時金の支給手続その他の必要な事項は、内閣府令で定める。  
**(内閣府令への委任)**  
は如し、一時金の支給手続に要する月数は、支給するための資金を交付するものとする。

目前は以前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがないもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

**施行期日**　（施行期日）  
**第一条**　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日から施行する。